



佐賀県公報

平成17年
7月22日
(金曜日)
第 12633号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十七年七月二十二日

○告示

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表
 - 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動
 - 政治資金規正法に基づく政治団体の解散
 - 政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表
 - 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動
 - 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

選挙管理委員会事項

公告

- 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始

(農地整備課)

(告示二八四) 告示二九〇

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-91	Chuッスペシャル 8月号	株)ワニマガジン社	16151-8	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-92	VACCA！ ヴァッカ！ Vol.73	株)ハウハウス	07373-08	
"	17-93	本当にいたよ!!こんなにやさしいお姉さんBACHELOR 8月号増刊	株)ダイアプレス	07538-08 ①2005.8/27	
"	17-94	おとこのO F F 増刊コミックまるまん 8月1日号 Vol.13	株)ぶんか社	13702-8 ①8/30	
"	17-95	PENT-JAPAN 8月号	株)ぶんか社	07933-8	
"	17-96	特冊 快援隊 月刊Men'sStreet 8月2日増刊号	株)竹書房	05216-8/2 ①-9/2	
"	17-97	特冊新鮮組 8 / 7 増刊号	株)竹書房	24396-8/7 ①-8/22	
"	17-98	パソコンパラダイス Vol.159 8月号	株)メディアックス	07483-08	
"	17-99	DVD 人妻 DELUX Vol.2 [ウィンドウズROM! 8月号別冊]	株)MCプレス	01864-08 ①2005.08.27	
"	17-100	ホイップ No.67 8月号	株)コアマガジン	08169-08	
"	17-101	ミニスカ大図鑑 VOL.78 8月号	株)日本出版社	18465-08	
"	17-102	ザ・ベストMAGAZINE No.255 8月号	KKベストセラーズ	14003-8	
"	17-103	裏モノJAPAN 8月号	鉄人社	01805-8	

●佐賀県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 域	
県道 武雄塩田線		区間	区間
前	後	変更の別	幅員
三〇八番一地先から 武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先まで	武雄市橘町大字永島字潮見一七	後	後 変更の別
三〇八番一地先から 武雄市橘町大字永島字東上野四 二六五番一地先まで	武雄市橘町大字永島字潮見一七	前	前
七 一	二四 六	二四 七	幅員 メートル
一〇〇八・三	一〇〇五・三	延長 メートル	域

◎佐賀県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 域
区	間	道 路 の 区 域
武雄市橋町大字永島字東上野四 二六五番一地先から 武雄市橋町大字大日字玉島六八 三八番一地先まで	武雄市橋町大字永島字東上野四 二六五番一地先から 武雄市橋町大字大日字玉島六八 三八番一地先まで	武雄市橋町大字永島字東上野四 二六五番一地先から 武雄市橋町大字大日字玉島六八 三八番一地先まで
前	後	後 変更前
九 五	一 六 九	幅 メートル 員
	一 三 〇	延 メートル 長
	三 三 九 ・ 六	三 三 九 ・ 七

◎佐賀県告示第四百九号

その区間を表示した図面は、平成十七年七月二十二日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県知事
吉川康

◎佐賀県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市橋町大字永島字潮見一七三〇八番一地先から 武雄市橋町大字永島字東上野四二六五番一地先まで	平成一七・七・一一

供する。

平成十七年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄塩田線	武雄市橋町大字永島字東上野四二六五番一地先から 武雄市橋町大字大口字玉島六八三八番一地先まで	平成一七・七・一一

●佐賀県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月二十一日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 110七号	杵島郡江北町大字八町字三本杉一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本柳籠一七〇四番一地先まで	平成一七・七・一一

○公報

土地改良法(昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備) 東与賀地区の計画を定めたので、同条

第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事

に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年9月5日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成17年7月22日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変 更 前 の 別	幅 員 メー トル	延 長 メー トル
一般国道 110七号	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から 杵島郡江北町大字下小田字三本 柳籠一七〇四番一地先まで	後	一一・〇 一一・一	六〇〇・一
	杵島郡江北町大字八町字三本杉 一九二二番地先から	前	一一・〇 九・〇	五九九・五
杵島郡江北町大字下小田字三本 柳籠一七〇四番一地先まで				

●佐賀県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次の

より道路の供用を開始する。

の区間を表示した図面は、平成十七年七月二十一日から平成十七年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備) 東与賀地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年7月25日から平成17年8月19日まで

3 縦覽の場所

佐賀市役所及び東与賀町役場

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名
民主党佐賀県第二区総支部	大串 博志	久米 勝也
三	小城市三日月町長神田一八〇七番地	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	植田 里砂	唐津市鏡四一六〇番地二
和田倉忠後援会	澤田 秀都	和田倉富子	東松浦郡玄海町新田二〇九三番地
吉田幸彦後援会	池田 了	森永 邦夫	杵島郡北方町大字谷所甲五一六一一
上野淑子後援会	深町 良司	佐賀郡富士町大字志久八二八一七	藤津郡塩田町大字塩田一〇九
山口雅久後援会	山口 正	佐賀郡富士町大字古湯八八〇番地一	佐賀郡富士町大字古湯八八〇番地一
三根実後援会	松永 貞彦	三根由佳里	小城市小城町栗原三六七番地

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	異動事項	新
日本共産党佐賀県北部地区委員会	主たる事務所の所在地	唐津市朝日町一〇九
自由民主党佐賀県土地改良支部	の所在地	七一五
自由民主党佐賀県小城市第一支部	の所在地	九七一五

部 自由民主党呼子町支 きわ会支部	自由民主党佐賀県と	部 自由民主党北波多支 樹支部	部 自由民主党佐賀県大 樹支部	部 自由民主党北波多支 樹支部	社会民主党佐賀県鳥 栖支部	社会民主党佐賀県鳥 栖支部	自由民主党二十一世 紀佐賀をつくる会	自由民主党佐賀県第 二選挙区支部	自由民主党佐賀県第 一選挙区支部	議会	自由民主党小城市協 議会	自由民主党西有田支 部	主たる事務所の所在地 田九八三	小城市三日月町長神 田九八三
会計責任者 小出 生憲	会計責任者 秋田健一郎	会計責任者 ○九一 唐津市北波多田中六	会計責任者 富永 祐司	会計責任者 松尾 鶴丸	会計責任者 江頭敬四郎	会計責任者 前田 政雄	会計責任者 野方 啓道	会計責任者 吉次 敏孝	会計責任者 合瀬 健一	会計責任者 徳田 芳照	会計責任者 古賀 邦男	会計責任者 岩崎 賢助	主たる事務所の所在地 西松浦郡西有田町曲 川内七六四	小城市三日月町長神 田九八三
伊藤 輝次	野田 正昭	字志氣三三二六一一 東松浦郡北波多村大	○九一 唐津市北波多田中六	○九一 唐津市北波多田中六	○九一 唐津市北波多田中六	○九一 唐津市北波多田中六	○一九 鳥栖市東町一丁目一	○一九 鳥栖市東町一丁目一	六二四	六二四	谷乙一〇五七	前田 賢司	小城郡三日月町織島 西松浦郡西有田町山	小城郡三日月町長神 田九八三

二 その他の政治団体															
部 康友会	部 日本薬業政治連盟佐 賀県支部	部 武藤やすひろ後援会	部 末安伸之後援会	部 江里口しゅうじ後援 会	部 江北正高後援会	部 佐賀県土地改良政治 連盟	部 志佐治徳後援会	部 しとざわ一則後援会	部 江頭弘美後援会	部 議会	部 自由民主党七山村支 部	会計責任者 吉田 廣光			
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者 諸熊 定輝			
主たる事務所の所在地 ○号高取ビル二〇一 佐賀市中の小路四番三	主たる事務所の所在地 浜町 康	主たる事務所の所在地 平田 博章	主たる事務所の所在地 加茂 琢三	主たる事務所の所在地 野中 次男	主たる事務所の所在地 三養基郡みやき町大 字簗原四二三〇	主たる事務所の所在地 小城市三日月町久米 二一二六番地一五	主たる事務所の所在地 田尻 治昭	主たる事務所の所在地 山口 勝次	主たる事務所の所在地 柳島 春男	主たる事務所の所在地 山北 幸治	主たる事務所の所在地 植田 里砂	主たる事務所の所在地 ○三番地一	主たる事務所の所在地 唐津市厳木町簗木三 六四番地	主たる事務所の所在地 唐津市厳木町簗木二 六四番地	主たる事務所の所在地 東松浦郡七山村大字 木浦一九三四番地
主たる事務所の所在地 四〇 佐賀市唐人一一五 三一四〇株アストル内	主たる事務所の所在地 平田 博章	主たる事務所の所在地 進村 忠雄	主たる事務所の所在地 近藤 正剛	主たる事務所の所在地 深町 治男	主たる事務所の所在地 佐賀郡諸富町大字山 領五六一番地五	主たる事務所の所在地 佐賀郡諸富町大字山 領五六二番地	主たる事務所の所在地 字原古賀五四九一 一七四番地一	主たる事務所の所在地 三養基郡みやき町大 字簗原四二三〇	主たる事務所の所在地 小城市三日月町石木 一七四番地一	主たる事務所の所在地 柳島 春男	主たる事務所の所在地 佐伯 宣彰	主たる事務所の所在地 小野 敏勝	主たる事務所の所在地 野方 琢磨	主たる事務所の所在地 宮原 正	会計責任者 馬場 幸年
主たる事務所の所在地 四〇 佐賀市唐人一一五 三一四〇株アストル内	主たる事務所の所在地 平田 博章	主たる事務所の所在地 進村 忠雄	主たる事務所の所在地 近藤 正剛	主たる事務所の所在地 深町 治男	主たる事務所の所在地 佐賀郡諸富町大字山 領五六一番地五	主たる事務所の所在地 佐賀郡諸富町大字山 領五六二番地	主たる事務所の所在地 字原古賀五四九一 一七四番地一	主たる事務所の所在地 三養基郡みやき町大 字簗原四二三〇	主たる事務所の所在地 小城市三日月町石木 一七四番地一	主たる事務所の所在地 柳島 春男	主たる事務所の所在地 佐伯 宣彰	主たる事務所の所在地 小野 敏勝	主たる事務所の所在地 野方 琢磨	主たる事務所の所在地 宮原 正	会計責任者 馬場 幸年

古川康後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市中の小路四番三〇号高取ビル二〇一	佐賀市唐人一一五 四〇
古川正敏後援会	会計責任者	小畑 豊茂	
にしだよしお後援会	会計責任者	西田 亮	浜野 光弘

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

政 党 の 名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党東松浦郡協議会	岩下 孝嗣	平成一七年四月二五日
自由民主党佐賀県港湾支部	山田 昌義	平成一七年四月三十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

きじま会	永田敬貳後援会	山口雅久後援会	石倉秀郷	田口茂	山口允之	平成一七年四月一一日
						平成一七年五月六日

寺山富子後援会	吉原喜一
立石輝明後援会	
富崎一巳政経懇話会	
富崎一巳	立石晋代子
高取善一	平成一七年五月一日
平成一五年五月一日	平成一五年五月一日
富崎一巳後援会	平成一七年五月一日

高取 善一

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第
よる資金管理団体の届出があつたので、
その名称等を次のとおり公表する。
平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

本村 豊春	者 の氏名	資金管理団体 の届出をした
佐賀市議会	議員	公職の種類
豊春会		資金管理団体 の名称
佐賀市本庄町大字鹿子 一四六番地七		主たる事務所の所在地
本村 豊春		代表者の 氏名

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松尾紀男

資金管理団体の名称	異動事項
江里口しゅうじ後援会	主たる事務所の所在地
片渕弘晃後援会	主たる事務所の所在地
康友会	主たる事務所の所在地
白石町長	小城市三日月町久米二一二六番地一五
○号高取ビル二〇一	小城市三日月町石木一七四番地一
有明町長	佐賀市唐人一一五四四
○	佐賀市中の小路四番三一〇号高取ビル二〇一

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松尾紀男

藤田 高生	富崎 一巳	石倉 秀郷	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類
議会議員 伊万里市	佐賀県議 会議員	佐賀県議 会議員	経懇話会	きじま会
き後援会 藤田たかい	富崎一巳政	富崎一巳政	五二番地	杵島郡江北町大字八町上古川内搦六
六三一一 伊万里市松島町三	伊万里市松島町三	佐賀市鍋島二丁目	一番一号	藤田 高生
六月一四日 平成一七年	平成一七年	平成一七年	五月二六日	富崎 一巳
				石倉 秀郷
				代表者の氏名
				届出年月日

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年七月二十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷